

北海道立向陽ヶ丘病院告示第13号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和6年2月9日

北海道立向陽ヶ丘病院長 藤 井 泰

1 資格及び調達をする役務の種類

令和5年度において北海道立向陽ヶ丘病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約に調達をする役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約

令和6年2月9日に一般競争入札の公告を行う昇降機（日立ビルシステム製）保守点検業務委託契約

(2) 資格

昇降機（日立ビルシステム製）保守点検業務委託契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 役務等の種類

北海道立向陽ヶ丘病院昇降機（日立ビルシステム製）保守点検業務委託契約

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
  - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
  - イ 本店が所在する都道府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
  - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) 昇降機検査資格者及び建築基準法第12条に規定する定期検査を行う資格を有し、昇降機の保守を行うことができる者であること。
- (9) 資格審査の申請する日の直前2営業年度（当該営業年度が24月に満たない場合は、24月）

の決算において、1に定める契約と規模を同じくする契約を1件以上締結し、かつ、誠実に履行していること。

(10) オホーツク総合振興局管内に本社又は営業所等の拠点を有していること。

### 3 資格要件の特例

中小企業組合等が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(9)に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあつては、当該組合の組合員(組合が指定する組合員)が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

### 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

#### (1) 申請の時期

令和6年2月9日(金)から令和6年2月22日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

#### (2) 申請書類の入手方法

北海道立向陽ヶ丘病院ホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/db/kyb/index.htm>)<sup>エル</sup>においてダウンロードできる。なお、郵便による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

#### (3) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

### 5 資格審査の再申請

#### (1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者等が資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合法(企業組合及び協業組合を除く。)である資格を有する者でその構成員(資格を有する者であるものに限る。)を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

#### (2) 再申請の方法

再申請しようとする者は資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

### 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

#### (1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

#### (2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

### 7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することになったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

8 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道立向陽ヶ丘病院
- (2) 所 在 地 網走市向陽ヶ丘1丁目5番1号
- (3) 電話番号 0152-43-4138